

**公益財団法人日本フィランソロピック財団
第1回「ラテンアメリカ音楽文化交流基金」助成 Q&A**

【項目】Q1：対象事業について

- Q2：応募できる団体について**
- Q3：対象となる経費について**
- Q4：応募方法、他の資金獲得について**
- Q5：選考について**
- Q6：採択後の実施などについて**

Q1：対象事業について

1-1 アルゼンチンタンゴの舞台公演は応募対象になりますか？

A：タンゴの演奏家による生演奏での公演は対象です。舞踊関連費用も含めて申請できます。

1-2 2026年1月に開催した事業は応募できますか？

A：終了した事業は応募できません。助成対象期間の2026年9月1日～2027年8月31日内に開催予定の事業が対象です。

1-3 2027年夏から冬にかけて巡演するツアーは応募できますか？

A：助成対象期間の2026年9月1日～2027年8月31日内に支払が終了する公演のみ対象となります。対象期間外に開催する公演は助成の対象外です。ツアー7都市のうち、該当する3都市の公演について申請することはできます。

1-4 音大生向けのワークショップは応募対象になりますか？

A：一般向けに開催される音楽公演の関連プログラムとして実施される場合は対象です。

1-5 日本でメキシコの食品販促イベントを行う際に本国から楽団を呼んでコンサートをしますが、経費を助成してもらえますか？

A：いいえ、販促目的の事業は対象外です。

1-6 応募事業は応募段階でどのくらい決まっている必要がありますか？

A：日付、会場、演目、出演者、開催地、会場席数、テーマやプログラムなどについて、現時点で決定している限り具体性に示してください。

Q2：応募できる団体について

2-1 毎年、実行委員会形式で音楽イベントを実施しています。法人格がなくても応募できますか？

A：任意団体も応募できますが、その団体として活動実績が2年以上あり、会計書類を提出できること、採択時に団体名義の銀行口座があることなどが必要です。詳細は募集要項をご確認ください。

2-2 「主たる事業がラテンアメリカまたは音楽や文化に関連する団体・法人」とはどんな団体・法人ですか？基準はありますか？

A：ラテンアメリカ音楽文化を提供・振興する団体・法人だけでなく、ラテンアメリカ関連または芸術文化関連の団体を想定しています。

- ラテンアメリカ： 募集要項 P.2 「ラテンアメリカ」の定義をご参照ください。いわゆる中南米全域またはいずれかの国や一部地域の文化や産業等を主な事業とする団体です。
- 音楽や文化： ジャンル・地域を問わず、音楽あるいは芸術文化全般を活動目的・事業内容とする団体・法人です。文化財団や映画プロダクションなどを含みます。
- 主たる事業： 応募書類の登記簿、定款および会計実績、ウェブ情報等から総合的に判断いたします。

2-3 複数団体で共催で招聘する場合は連名で応募できますか？

A：いいえ、主たる1団体から応募してください。その団体が手配し支払う費用が対象となります。

Q3：対象となる経費について

3-1 経費は、すべて助成期間中に提供・利用完了する必要があるでしょうか？

A：助成金として計上する経費は、助成期間中（2026年9月1日～2027年8月31日）のみが対象となります。助成期間前に発生した経費、助成期間後に発生した費用は原則対象外です。

3-2 助成対象期間外に、応募事業に関する発注・支払が発生する場合は対象外ですか？

A：原則不可ですが、会場や出演者との契約など、助成期間開始前に発注・支払が発生する場合は、対象とする日時と実施内容が当該事業であると確認できる証憑が必要です。

3-3 団体の職員・従業員の人物費を助成金で計上することはできますか？

A：できません。

応募事業の実施にのみ一時的に従事するアルバイトなどのスタッフの人物費や有償ボランティアへの謝金は計上可能な費用となります。担当者であっても固定給で雇用しているスタッフの人物費を按分しての計上はできません。

3-4 保険料は計上できますか？

A：イベント開催保険、施設借用に伴う損害賠償保険など、主催団体にかかる保険については、計上はできません。なお、海外から招聘するアーティストの滞在中を対象とした訪日外国人向け保険は、団体宛の領収書が取得でき、保険料見積を提出できる場合に限り、対象となります。

3-5 滞在中や公演当日の食事、ケータリング代は計上できますか？

A：計上できません。飲食関連費用は自己負担でお願いします。飲食店での打ち合わせ費用も対象外です。

Q4：応募方法、他の資金獲得について

4-1 複数の企画を一つの応募で申請できますか？

A：1企画1応募で申請してください。ただし、全国の複数拠点で巡演する場合は1企画としてご応募ください。

4-2 同一の団体から複数の応募はできますか？

A：はい、1団体から2件まで応募できます。

複数応募する際は、助成申請システム「Graain」のアカウントを複数作り、それぞれ別のアカウントから助成申請をしてください。

4-3 任意団体のため、財務報告書がありません。何を出せばいいでしょうか？

A：定期演奏会や音楽フェスティバルなど、年に1-2度のイベントのみ実施している団体は、各公演の収支実績のまとめをご提出ください。

4-4 応募書類の提出後に内容を修正したい場合はどうすればいいですか？

A：修正後の提出が応募期間内に間に合うようであれば対応いたします。財団事務局へ修正したい旨を、応募〆切日時である2026年3月16日（月）17:00までに連絡してください。ただ

し、応募〆切後は一切受付いたしません。

4-5 ほかの助成金との併用はできますか？

A：はい、複数の助成金の併用は可能です。ただし、公的な受託事業とは併用できません。併用先の助成金や補助金で併用が禁じられている場合も対象外です。併用する場合は併用先のルールもよく確認してください。

4-6 応募事業に企業協賛をもらってもいいですか？

A：はい、企業協賛との併用は可能です。ただし、1企業からの受託事業は併用できません。また、協賛企業側が、応募事業の広報や成果物において、他団体の助成金等の表示・記載を拒否する場合も対象外です。併用する場合は併用先のルールもよく確認してください。

4-7 応募事業でチケット代を徴収しても良いですか？

A：はい、チケットを低価格や無料招待にする必要はありません。応募事業の収支予算書の収入欄と採択後の報告書に記載が必要です。観客からは主催者が適正と考える金額を徴収し、アーティストへの出演料などが適正な額で支払われることを期待しています。

4-8 複数の助成金を受け取った場合、経費の按分方法について教えてください。

A：二重計上をしないように十分ご留意ください。

必要に応じて助成金に計上した費用の領収書など支払いにかかる証憑を提出していただきます。支払いにかかる証憑は適切に保管し、助成事業終了後の報告時には、財団からの求めに応じて提出できるようにしてください。

Q5：選考について

5-1 応募書類の書き方についてアドバイスはありますか？

A：応募用紙には空欄がないように作成しましょう。予算書は計算ミスがないよう提出前にご確認ください。枠の幅は変更しないでください。文字のフォントサイズは10ポイント以上で作成してください。カラー、写真、図、下線、太字などは適宜使用していただいて構いません。

5-2 選考ではどのような点が重視されるのでしょうか？

A：日本でより幅広い観客が良質なラテンアメリカ音楽に直接親しむ機会に応募事業がなっているか、また、計画の実現性や会計管理などへの信頼性などが評価されます。選考委員会はラテンアメリカ音楽の専門家を含む有識者で構成されています。

5-3 採択される確率はどのくらいでしょうか？

A：応募件数の事前予測できないため、確率は提示できません。助成総額は1,500万円を予定しております、採択予定件数は5-8件を想定しています。

Q 6：採択後の実施などについて

6-1 公演の開催にあたって、助成金を受けていることを開示する必要がありますか？

A：はい、当助成を受けて開催する公演の観客を募集するチラシなどの広報媒体には当助成を受けている旨を明記してください。

6-2 選考結果の発表後、正式な契約締結や助成金の支払いまでの具体的な流れを教えてください。

A：選考結果を各団体に通知後、採択団体へは、助成契約の締結に関するご案内を差し上げます。助成金の最初の支払いは助成契約の締結後となります。助成期間開始後であっても、助成契約の締結が完了するまでは助成金は支払われません。2回目の支払いは、助成対象期間の終了後にご提出いただく事業完了報告書を確認・受領した上で精算払いとなります。

6-3 不採択になった場合でも事業を実施する必要がありますか？

A：その必要はありません。団体の状況により団体で判断してください。

6-4 採択後に申請内容を変更することはできますか？

A：原則不可ですが、やむを得ない事情で変更を余儀なくされる場合（例：政治情勢により出演者の渡航が困難となり、開催延期や出演者変更が生じた。以下同）は、財団事務局へまずはご相談ください。財団内で確認の上、変更届/変更申請をご案内します。

6-5 助成対象期間を超えて延期できますか？

A：原則不可ですが、やむを得ない事情で延期を余儀なくされる場合は、財団事務局へまずはご相談ください。財団内で確認の上、変更届/変更申請をご案内します。

6-6 助成金を返還する必要がある場合を教えてください。

A：応募事業が助成期間内に実施されなかった場合、助成金は全額返還となります。応募事業の決算で余剰金が出た場合は余剰分を返還ください。ただし、余剰が1,000円未満となった場合は返還不要です。会計報告時に使用実態が不明と判断された費用は、助成金の計上可能な費用としては認められ

ない場合があります。認められない分は返還となります。また、特定の費目での余剰金を財団の承認なく、他の費目に流用したとみなした場合も返還を求めるので、助成金を使う前にご相談ください。

6-7 公演中止となつたが、準備を進めていた場合、助成金は全額返還しなければなりませんか？

A：やむを得ない事情で中止を余儀なくされる場合は、財団事務局へまずはご相談ください。準備段階で実際に生じた経費は返還不要となる可能性がございます。

その他、応募に関してのお問い合わせは、件名を「ラテンアメリカ音楽文化交流基金」として、団体名・担当者名・電話番号を明記の上、当財団の代表メールアドレスにお送りください。

・宛先：info(at)np-foundation.or.jp (at)は@に置き換えてください。

・お問い合わせ受付：2026年3月13日（金）午前9:00まで

※財団では公募プログラムを複数運営しており、基金が特定できないお問い合わせには回答できかねますので、件名に必ず明記いただきますようご注意ください。

以上